

	排除措置命令	審 決
放送事業者による新規参入管理事業者の管理楽曲の利用回避の有無	被審人が放送等使用料を本件包括徴収の方法により徴収しており、放送事業者が新規参入管理事業者の管理楽曲を利用すれば追加負担が生じることから、FMラジオ局を中心とする放送事業者は、平成18年10月上旬以降、自ら制作する放送番組において当該管理事業者の管理楽曲をほとんど利用しなかった。	<p>○放送事業者による利用回避の有無を論ずる際に、FMラジオ局を中心とした放送事業者が自ら制作する放送番組に限定する理由については合理性がないといわざるを得ない。そして、FMラジオ局以外の放送事業者が新規参入管理事業者の管理楽曲の利用を回避した事実を認めるに足り証拠はない。(p.46)</p> <p>○FMラジオ局を中心とした放送事業者が自ら制作する番組に限っても、新規参入管理事業者の管理楽曲が平成18年10月から同年12月にかけて、相当程度放送事業者に利用されていたことを認めることができる。(p.46)</p> <p>○放送事業者が一般的に新規参入管理事業者の管理楽曲の利用を回避したことを認めることはできず、放送事業者がその利用について慎重な態度をとったことが認められるにとどまる。(p.64)</p> <p>○放送事業者が新規参入管理事業者の管理楽曲の利用につき慎重な態度をとったことの主たる原因は、被審人による本件行為ではなく、当該管理事業者が不十分な管理体制のまま放送等利用に係る管理事業に参入したため、放送事業者が困惑、混乱したことにあると認められる。(p.71)</p>
新規参入管理事業者に放送等に係る著作権管理を委託した大手音楽出版者が当該管理事業者との管理委託契約を解約した経緯	被審人による放送等使用料の徴収方法が変更されない中で、放送事業者による楽曲の利用回避がなくなり、放送等使用料の分配を受けられるようになることがほとんど見込まれなかったことから解約に至った。	<p>○新規参入管理事業者に放送等に係る著作権管理を委託した大手音楽出版者は、当該管理事業者の管理楽曲の客観的な利用状況を把握していなかった。現実には、放送事業者が一般的に当該管理事業者の管理楽曲の利用を回避したということとはできず、その利用について慎重な態度をとったことが認められるにとどまるから、当該音楽出版者が正確な情報に基づいて当該管理事業者との管理委託契約を解約したとはいえない。(p.75)</p> <p>○また、放送事業者が当該管理事業者の管理楽曲の利用に慎重な態度をとった主たる原因は、被審人と放送事業者との間の包括徴収を内容とする利用許諾契約による追加負担の発生にあったとはいえず、当該管理事業者による準備不足のままの状態での参入とそれに伴う放送事業者の困惑、混乱等であったと認められる。(p.75)</p>

	排除措置命令	審 決
		<p>○そうすると、当該音楽出版者が被審人の本件行為を原因として当該管理事業者との管理委託契約を解約したということは困難である。(p.75)</p>
<p>上記大手音楽出版者以外の著作権者と新規参入管理事業者との関係</p>	<p>上記大手音楽出版者以外の著作権者も、被審人が本件行為を継続する中で、放送事業者が新規参入管理事業者の管理楽曲を利用することはほとんど見込まれないため、当該管理事業者に対して、放送等利用に係る音楽著作権の管理を委託することはほとんどなく、そのため、当該管理事業者は楽曲を確保できず、放送等利用に係る管理事業を営むことが困難な状態にある。</p>	<p>○当該管理事業者は、人気のある楽曲を含む相当数の楽曲の管理を受託している上、相当数の放送事業者において当該管理事業者との利用許諾契約締結のための交渉をする用意があると認められることからすると、当該管理事業者は、放送事業者と利用許諾契約を締結することにより、相応の放送等使用料を徴収することが可能であり、放送等使用料の収入が低い金額にとどまっている理由は、放送事業者との間で利用許諾契約を締結していないことにあると考えられる。(p.77)</p> <p>○審査官が提出した供述調書における著作権者らの供述のうち、被審人の包括徴収による追加負担が原因で新規参入管理事業者の管理楽曲が利用されないと聞いたという部分が真実であるかどうか疑問である。仮に、そのような内容の風聞があったとしても、その内容が事実と合致していたとはいえない。(p.77)</p> <p>○そうすると、上記大手音楽出版者以外の著作権者が被審人の本件行為を原因として当該管理事業者に対して放送等利用に係る音楽著作権の管理委託をしなかったということは困難である。(p.77)</p>
<p>その他の管理事業者の不参入</p>	<p>その他の管理事業者が放送等利用に係る管理事業に新規に参入していない原因は、被審人が全ての放送事業者との間で本件包括徴収を内容とする利用許諾契約を締結し、この契約に基づき、放送等使用料を徴収し、放送事業者が追加負担の発生を理由に被審人以外の管理事業者の管理楽曲を利用しないことが見込まれるため、著作権者から放送等利用に係る音楽著作権の管理の委託が受けられないからである。</p>	<p>○証拠によれば放送等利用に係る楽曲の管理は非常に煩瑣で費用がかかることが認められ、これが管理事業者の放送等利用に係る管理事業への参入を控えさせる効果を有していると認められる。そうすると、審査官が提出した供述調書における他の管理事業者の代表者の供述のうち、審査官の主張に沿う部分は採用することができず、他に審査官の主張を認めるに足る証拠はない。(p.78)</p>